

戦後における正倉院の管理

松 嶋 順 正

昭和二十年八月太平洋戦争終結によって戦時疎開中の正倉院宝物は同二十二年四月ことごとく宝庫に還納され同二十七日勅封となった。顧れば大戦に突入以来約四年、荷造分散疎開という異常な状態におかれていた宝物はここにおいて戦前の姿に復帰したのである。

正倉院管理機構の変遷

戦前正倉院は宮内省の一部局である帝室博物館がその管理に当たっていたが、戦争末期の昭和二十年三月には正倉院管理署をおき宝庫および宝物管理の強化を図った。同年八月戦争終結、次いで同二十二年五月三日新憲法の施行に伴い正倉院は国の所有となって国有財産となったが、引き続き宮内府（現宮内庁）で管理することとなり管下の図書寮（現書陵部）が

その主管部局となった。図書寮では監理課の下に正倉院事務所において正倉院の運営に当たったが同三十一年六月宮内庁付属機関として庶務・保存の二課をおく正倉院事務所となり現在に及んでいる。かくて正倉院の管理は帝室博物館が過去四十年の長きに亘り行ってきたが、国情の急変により現状のような変革を見たのである。

正倉院評議会の設置

昭和二十二年七月宮内府長官の諮問に応じて正倉院に関する重要事項を審議するため、宮内府に正倉院評議会が設置され、その第一回評議会は同七月二十五日本庁において開催された。当時の会員は安倍能成、伊東忠太、上野直昭、志賀直哉、芝葛盛、辻善之助、原田淑人、原田治郎、

藤田亮策、細川護立、安田新三郎、和辻哲郎の諸氏で宮内府当局からは長官、次長、侍従次長、経済主管、図書頭等が出席した。当日の会議に長官が行った挨拶の趣旨を略記するとおおよそ次のとおりである。

正倉院は申すまでもなく我が国において歴史上また美術史上の一大宝庫であるばかりでなく、実に世界の宝庫であるからこれを管理する者としては責任の重大なことを痛感する次第である。従来宮内省においては相当の力を入れて管理の上に万全を期し利用の方面でも事情の許す限り力を致し来った。曩に正倉院宝庫調査会(昭和四年—同五年)を設けそれぞれ専門の方々のお集りを願ひ、宝庫と御物の保存と利用の在り方について研究を進めたこともあった。しかしながら従来の行き方では十分でなくお種々の問題もあるので、この度諸方面の方々の参集を願ひ諸種の問題についてお諮りして正倉院の管理運営を誤りなく進めたくここに本会が設けられることとなったのである。

そして諮問事項としては昭和二十二年度の秋期曝涼に際して奈良国立博物館における御物展観に関する件、すなわちその期間、出陳御物の撰定などのほか、正倉院における保存上の設備、また庫内参観については進駐軍関係者の取扱ひ、研究者に対する御物調査に関する措置等で、なお従来行われている裂地の整理の促進等について意見の交換が行われた。かくて評議会は毎年一回は必ず開かれ、必要ある時は臨時に開かれることもあった。就中昭和三十年宝庫北側道路に通ずる新若草ドライブウェイの問題については正倉院防護につき活発な論議を尽されたことは注目

すべきことであつた。この評議会も昭和三十六年四月を以て廃止されることとなつたが、爾後は正倉院懇談会として継続され現在に至っている。

日本学術会議の勧告

昭和二十五年五月六日、日本学術会議会長亀山直人より正倉院収蔵物の保存について、時の内閣総理大臣吉田茂に次のとおり希望を申入れた旨宮内庁長官に通知があつた。

学術会議は正倉院収蔵物の古文化研究上の重要性とこれがわが国将来の文化向上のために貴重な資料である点に鑑み総会の議決に基き政府が左記の点について十分の考慮を払われるよう希望する。

一 正倉院収蔵品の科学的研究調査を行いこれが完全なる保存の方法を考究すること

二 正倉院構内に不燃性の建築物を新設して常時の研究調査並びに保存修理の場所にあてるとともに、定期の収蔵品展覧場として収蔵品を広く公開する途を開くこと

そして同会議学術資料委員会が提案理由として次のように述べている。

正倉院収蔵品は東洋に於ける古代文化研究上最も貴重な学術資料であり、これが保護と保存の方法については関係当局に於ても十分の注意を払っていることを知るものである。又収蔵品の内薬物並びに楽器については科学的研究が行われ学界を裨益するに足る結果を齎らしたこ

とは慶ぶべきである。しかしながら全面的な科学的調査並びに技術上の調査は殆んど行われておらず未整理のままの貴重品も少なくないと聞く。国立博物館に於ける展観は、研究者の要望を満たすには種類に於ても数量に於ても限られており且つ運搬に多大の危険が考えられる。目下整理中の多数の宝物は木造の仮庫内に安置されて火盜の難に懸念されるものがある。以上の点よりして常時の保存修理と調査研究に便宜にして一定期間の安全なる展観場として不燃性の建築物の新造を急務と考える。

この勧告に対応して正倉院事務所長は同五月末日に正倉院宝物の保存を全うするために必要な建築的施設に関する意見を書陵部に具申している。すなわち

一 仮庫に代わる不燃性倉庫

二 保存修理室

三 陳列館

右の諸施設については、それぞれの所要面積、付帯設備に関し具体的且つ詳細を尽し、殊に戦後正倉院付近の空氣の汚染が急速に進んでいることが調査の結果明らかになったので、庫内空氣の清浄化と温湿度調節を図るため空調設備の必要を要望した。

宝物の特別調査

正倉院宝物の調査は去る大正十三年より昭和二十六年まで約二十八年の長年月にわたり行なわれた。この調査は宝物台帳作成のために職員の手でなされたもので殆んど宝物全体に及んでいる。調査の時期はもちろん曝涼開扉中の短時日で且つ戦時中は荷造疎開などのため調査不能の時もあったが兎に角昭和二十六年に一応終結した。

戦後新たに宝物各部門にわたり専門学者と実技者による特別調査を企画し昭和二十三年には薬物と楽器の調査をはじめ相当の成果をおさめたが、昭和二十五年には調査の基本方針を定めた。すなわち

1 權威ある調査であること、

2 科学的綜合調査を行うこと、

3 管理、保存上必要な調査を優先させること、

などである。そして調査の題目としては、

染織品 衣服 材質 大刀外装 鉾柄 密陀絵 漆皮箱 ガラス 金
工品 絵画 書蹟 伎楽面 陶磁器 宝庫

等であつて、現在までその大部分の調査を了え、その成果は詳細な図版を伴った調査報告書として出版されている。

題目 刊行年月

正倉院薬物 昭和三〇年十二月

正倉院の書蹟 同 三九年十二月

同 ガラス 同 四〇年三月

同	楽器	同	四二年一〇月
同	絵画	同	四三年六月
同	紙	同	四五年三月
同	陶器	同	四六年三月
同	羅	同	四六年三月
同	伎楽面	同	四七年三月
同	組紐	同	四八年三月
同	刀剣	同	四九年三月
同	漆工	同	五〇年三月
同	金工	同	五一年三月
同	大刀外装	同	五二年三月
同	木工	同	五三年三月
なお調査報告を書陵部紀要に掲載されたものの主なるものは、			
正倉院密陀絵調査報告		書陵部紀要	四
正倉院校倉屋根内部構造の原形について		同	七
昭和二八―三〇年正倉院御物材質調査		同	八
上代製の染色に関する化学的研究		同	一一、一四、一九、二二
正倉院の綾		同	一二
正倉院の錦		同	一三
等である。			

さらに第二次的調査や補足的な調査は現在も引続き行なわれている。

東宝庫の建設

東宝庫は仮庫に代るべき新宝庫として建設されたものである。仮庫は去る大正二年宝庫(正倉)の解体修理につき宝物を一時仮納するために建てられたものであったが、宝庫の修理完成後宝庫の安定を保持するため、もと三階に納置されていた宝物は引続き仮庫に留めおくこととなった。留置の宝物は主として器物の残材と未整理の古裂残闕断塵芥の類である。これらの宝物はたとい残材残欠塵芥といえどもその学問的価値は他の完好な宝物に劣るものではない。然るに仮庫は一時的な建物であるため脆弱な板倉で庫内の気象条件も良好とはいえず、しかも建坪は五十坪で未整理宝物の整理の進捗に伴い宝物の占める面積の増大により狭隘となり、後中二階を設け収容面積の拡大を図り、同時に防熱防湿工事を施して幾分緩和するところがあったが、なお宝物保存には不十分でまた防火および警備上にも不安があるので、これに代わる不燃性の倉庫を早急に新築する必要があった。これがため正倉院事務所においては昭和二十五年五月新宝庫の面積および建築的施設に関しおよそ次のように要望した。

一 倉庫 四〇〇坪

内訳

宝物収蔵庫 三〇〇坪

副室(前室)其他付属室一〇〇坪

収蔵庫の面積は仮庫の使用面積約一〇〇坪を基準とし、将来整理せられる宝物の容量が既整理物の容量より一・五―二・〇倍に達するものとして算出した最小限度のものである。

付属施設の内訳

(イ)副室(前室) 倉庫の入口に設ける。庫内に対して外部の温湿度あるいは空気の汚濁を緩和する為に必要である。

(ロ)荷造室

(ハ)宝物保存用材料置場

東宝庫は昭和二十六年九月起工、同二十八年三月竣工、鉄筋コンクリート造、内部は木造二階建て間仕切により、南北二室に分ち、入口には前室を設けた。そして板張りの壁面とコンクリートの壁面との間は六〇センチの空間を設け空気の流通を図り、コンクリート壁面には更に蛭石塗喰を塗装して冷却による露結を防止している。収蔵室の有効面積は延二〇六坪、前室は一九坪である。はじめ自然換気の倉として庫内の湿度は七〇パーセント前後に設定されている。この湿度は大阪管区気象台により、正倉北倉内の唐櫃の中に一年巻時計仕掛の特種温湿度計を設置、数回行われた観測の結果のデータに依るものであって、その湿度は年間を通じて七〇パーセント前後であって殆んど変化が認められない。

宝庫竣工後は庫内をメチルプロパイドによる殺虫消毒を行い、庫内の気象状態の安定を俟って昭和三十一年五月と八月の両度にわたり仮庫

宝物を収納した。自然換気によるこの宝庫も後、西宝庫同様空調設備が施工された。

保存修理室の竣工

正倉院古裂の整理は正倉院が帝室博物館の主管となった明治末年より東京帝室博物館で始められたが、正倉院宝庫掛が奈良帝室博物館におかれた大正三年には業を同館に移して行われるようになった。奈良帝室博物館では翌々大正五年正倉院御物修理所を同館旧事務所の南庭に建て、そこで古裂の整理と聖語藏経巻の修理を行っていた。昭和二十二年帝室博物館が国立博物館となり、正倉院が宮内府図書寮に属したので古裂および経巻の整理の場所を正倉院事務所の一室に移してそこで修理の業が行われたが、場所が狭隘である上に修理に要する諸設備がなく不便を感じていた。

昭和二十九年六月事務所後方に鉄筋コンクリート造の保存修理室一棟が建設され同年十二月宝物修理の業務をここに移植施行することになった。この修理室は常時行われている古裂と経巻の修理室、化学実験を行い得る実験台を備えた研究室、写真撮影室および半地下室には減圧殺虫器を据えつけた殺虫室よりなる。後さらに地下に一室を設け刀剣研磨や漆工品修理に充てられた。

ここにおいて日本学術会議が要望した構内に常時の研究調査並びに保

存修理の場所として不燃性の保存修理室が完成したのである。

西宝庫の建設と宝物の納置

本造校倉造の宝庫(正倉)に代り宝物を収納すべき完全な庫蔵、すなわち地震、雷、火災等の外力に対し安全であると共に、通風、温湿度、光線、細菌等の宝物保存に影響すると思われる諸条件に対して完全な性能を具備した永久的収蔵庫の建造をかねて企図していたが最終案として昭和三十三年七月正倉院事務所長より書陵部長に提出した概略の案は次のとおりである。

一 正倉と同様東面して南北に長く三倉形式とし、これに三倉共通の前室を設ける。

一 収蔵室は各実効面積六七坪(階上三一坪階下三六坪)、前室四〇坪(階上なし) 合計二四一坪

すなわち正倉各倉階下三〇坪、階上二七・五坪に対し約一割増となる。要するに大ざっぱに言えば正倉の面積を一〇パーセント増しこれをコンクリート内に納め前室を付加した構想である。

これがために正倉院構内および宝庫内の気象観測、空気汚染度の測定、庫内の年間に重積する土砂塵埃の計量および細菌の種類とその消長について、大阪管区気象台、神戸大学、武田薬品醸酵研究所などに調査を依頼しつつあったが、昭和三十年頃より新若草ドライブウェイの開通によ

り、その出入口に通ずる敷地北側の公園道路は正倉北端より僅か六五メートルの近距離に在り、観光バスや乗用自動車の往来年と共に頻繁となり、自動車の排気ガスおよび周辺に飛散する塵埃などが交通量に比例して増加の傾向にあり、これらの悪条件が宝物に及ぼす影響を考慮し遂に宝庫に代るべき新宝庫の建設となったのである。

新宝庫すなわち西宝庫は昭和三十五年开工、同三十七年三月完成した。鉄筋鉄骨コンクリート造、高床式二階建、総面積二九九坪(収蔵室二〇三坪、前室九六坪、いずれも有効面積)、正倉と同様東に面し、内部は各階に収蔵室三室と三室に共通する前室をおく。六つの収蔵室は各々独立しているが正倉の北・中・南倉の階上階下に擬したものである。室内の換気は新宝庫背後に設けられた機械室の空気調和装置により、有毒ガス、塵埃等を除去した清浄で適度の温湿度の空気を地下より庫内に送るようになってゐる。

はじめ庫内の湿度は黴の発生を防止する限度の六〇パーセントに設定してその安定を図りつつあったが、元来正倉内(唐櫃内)においては宝物がおおむね七〇パーセント前後の湿度で永年馴致されていたことを考慮し、宝物納置に際しては正倉内の湿度と等しくすることとした。

新宝庫は完成後約一ケ年は庫内の気象状況、空気中に含有する亜硫酸ガスおよび塵埃等の排除の状態や空調機の調整などの諸調査を行い、その結果は良好で宝物収蔵に差支えなしと判断されたので、翌三十八年四月いよいよ宝物を収納することとなった。

これより先正倉の宝物はさきに建設された東宝庫の南室に一時仮納することとなった。これは西宝庫の建設工事施行にともない火気の使用、コンクリート粉その他塵埃の飛散、アスファルト工事のために発生する有毒ガス等より宝物を防護するための処置であった。また聖語藏経巻も同様の理由により東宝庫北室の一隅に移納した。この東宝庫への移納は西宝庫の工事開始前の昭和三十五年五月正倉を臨時に開封して行なわれ、正倉宝物納置の東宝庫南室は当分宮内庁長官封となった。

さて東宝庫より西宝庫への移納が実施されたのであるが、西宝庫内における宝物配置の要領は原則として正倉における宝物の納置に準じ西宝庫の北倉、中倉、南倉の各階上階下にそれぞれ納置した。昭和三十八年四月二十二日より宝物の荷造、運搬、配置格納、庫内整備等すべて同月二十八日に完了した。移納後の処置としては、西宝庫完成後は前に述べたとおり庫内の湿度は六〇パーセントに設定してあるため、先づ東宝庫内の湿度と等しくするために一〇パーセントを増し七〇パーセントとし宝物を収納した。湿度差の急激な変化は宝物に悪影響を齎らすことを考慮したためである。それより湿度を順次通減するのだが湿度の急変を避けるため一パーセント減して一週間その成り行きを観察しつつ逐次一週間毎に一パーセントづつを減じ五週間で費して六五パーセントとした。はじめ庫内の湿度は宝物収納後は六〇パーセント前後とする予定であったが、宝物殊に木製品や皮革品などに対する影響を考え六五パーセント前後とし、微の発生発育防止には他に適当な処置を講ずることとなった。

かくて宝物は西宝庫に収蔵されたが、これまで正倉に於けるようなガラス戸棚による陳列方式によらず各ケースは檜板戸とした完全な架蔵方式となった。爾後格納後の宝物点検は当分夏期にも臨時に開封して行い、また秋期には定例開封が数年続けられたが異状を認めず庫内の気象状況も安定したので、昭和四十二年十一月定例開封終了後閉扉勅封を加えられた。因に久しく行われていた庫内参観は去る三十五年正倉宝物が東宝庫に仮納されてより自然取止めとなったが、ここにおいて庫内参観の制度は廃止されることとなった。

警備と消防

従来正倉院の警備は奈良警察署派遣の請願巡査のみで行われていたが、昭和八年正倉院に守衛をおかれてからは宝庫を中心とする土塀内（當時は世伝御料地）は守衛、土塀外（同普通御料地）は請願巡査とそれぞれ地域を分担して昼夜警備に当たっていた。昭和二十二年新憲法施行により請願巡査制度が廃止され、守衛もまた廃せられることとなったが、翌二十三年三月皇宮警察京都護衛署正倉院警部補派出所が設置され正倉院の警備に当たるとともに消防作業も兼ね行うこととなった。

（註）

宝庫警備のため初めて請願巡査六名を配置されたのは、正倉院が宮内省の所管となった明治十七年のことであった。それまでは奈良博覧会社に依頼して宝庫の監守にあたらせていた。

正倉院の防火要員として正倉院駆付消防制度が設けられていて、この消防要員は二十名で近隣の有志および出入商人をもって組織されており、時々消火訓練および消防器具の手入などを行っていたが戦後新たに正倉院特設消防隊に改編され皇宮警察に協力することとなった。

構内における防火の設備は正倉院東方の山腹に設けられた独自の貯水池を有し、建物周辺には消火栓を備えているが、新たに放水銃を増設した。放水銃は固定されているが自在に火点にノズルを向けて放水することが可能で、しかも一人で各所の放水銃を操作することができるのである。この装置は正倉院で初めて考案採用されたものである。

最後に戦後正倉院において駐留軍人との間に次のようなトラブルがあったことを付加えたい。

終戦直後駐留軍は文化財保護に意を用いたと見え駐屯軍司令官は、連合国軍人の進入を防止するため逸早く正倉院正門柵に「OFF LIMITS」の制札を貼付したが、連合軍最高司令官マッカーサーは昭和二十一年一月十二日付をもって日本政府に対し「美術品などの文化的、宗教的場所と施設の保護に関する政策と処置の覚書」を発した。それによると日本政府は出来得る限り速かに司令部に対して保護を要する品物、置かれている場所を列記した目録、軍の行動によってそれらの品物と場所が被った損害を記録した書類を提出せよというのである。当時正倉院管理の最高責任者であった帝室博物館総長は「正倉院御物目録」を提出してこれに答えたといわれている。

ところがその後昭和二十二年一月の某日のことであった。突然GHQの法制部員で衛生厚生統計課のレオナルド・フェルプスという米人が奈良地方裁判所に来て正倉院管理署長(兼奈良帝室博物館長)に電話で「自分は日本の戸籍を担当している者であるが、日本民法の改正に伴い戸籍法規を改正する必要がある。ついては正倉院には古い立派な戸籍があると聞いているがそれを見たい」と申し入れてきた。当時正倉院管理署長であった藤井宇多治郎氏は早速大宝戸籍の写真印刷物やそれに関する文献資料を携えて裁判所に赴いたが、フェルプス氏は自分はこんな印刷物などではなく原本を見たいという。署長は戸籍原本は宝庫内に在るが自分は倉を開いて取出す権限がないと説明したが聞き入れず遂に署長を伴って正倉院に赴き宝庫を指して「開けろ」という。署長はこの倉は勅封であって天皇の許可がなければ開くことができない。よし開くにしても棧橋を架設し相当の準備が必要で自分一人ではどうすることもできないと縷々説明したが納得せず、「日本は降服した、天皇は連合軍総司令官の支配下にある。天皇は総司令官の命に服さなければならない」とあたかも自分が総司令官である如く頗る強硬である。そして署長をさらに奈良軍政府に連行して、貴官は進駐軍の命に従わないから当然処罰を免れないであろうという。署長は命に従がわないのではなく、自分には開扉する権限がないのであると弁明に努めたが了解せず、遂に夜となって帰宅を許された。そしてフェルプス氏は東京に帰り上司にこの件を報告し軍令違反として処分すると言いい残して帰東した。署長はこの事件を早速

本省に報告するとともに奈良県知事にも連絡した。知事はその夜直ちに上京して宮内大臣に事情を報告した。宮内省では終戦連絡事務局を通じて交渉をはじめたが、この間どう間違ったのか、GHQの当古跡係にはそんな人物がいないという。これは当然古跡と戸籍を間違えた一幕でもあった。GHQとの交渉には紆余曲折があったが、結局連合国総司令官は正倉院の管理に協力することとなり、「臨時に正倉院に入ろうとする連合国人は最高司令官の許可証を携帯しなければならない。これに違反するものは処罰する」という覚書を発した。宮内省ではさらに正倉院は秋期曝涼以外の時期に開くことは宝物保存には適当でない旨を申入れた。その後奈良軍政府司令官ヘンダーソン大佐は曝涼で庫内参観期間中は憲兵を派遣して連合国人の庫内参観を監視せしめ、また当時懐中電灯が不足していたので作業に不便であろうと自ら多量の軍の携帯電灯を携えて貸付するなど正倉院に対する保護と協力を惜しなかった。